

(一社) 日本道路建設業協会  
沖縄支部

# 支部だより

平成 30 年  
3月13日(火)  
第79号

会員  
だより



## コンクリート品質向上に関する取組

道建協会員の皆様、こんにちは。仲春のみぎり、寒さもだいぶゆるんでまいりましたが皆様いかがお過ごしでしょうか。今回は、現在施工している沖縄総合事務局発注の平成 28 年度北丘高架橋下部工(DP2,UP2)工事を紹介します。

本工事は那覇空港自動車道出張所管内の与那原・南風原バイパス整備事業(南風原バイパス 2.8km)の内、橋脚 2 基を構築する工事です。

当作業所は国土交通省より全国の各地方整備局から抽出された 14 試行現場の 1 件に選定され「コンクリートの品質向上に向けた試行について」現場打ちコンクリートの品質確保・品質向上の取り組みを実施しました。実施内容として、総合事務局職員・琉球大学教授等の臨場で(コンクリート施工状況把握シート)による準備から養生までの各段階で適切な手順を踏んで施工しているかの確認。(表層目視評価シート)による脱枠後のコンクリートの出来栄を目視で評価する。

このシートでは気泡や打ち重ね線の発生など 5 項目の不具合を 4 点満点で評価し、原因や改善を確認できるようになっている。表層目視評価の際には協力会社社長にも脱型後の

## 牧港建設 株式会社 代表取締役社長 平良 平長

コンクリートの仕上がり状況を自ら確認してもらい、前回打設したコンクリートの反省点をフィードバック、改善点の周知。また品質の高い(初期欠陥の少ない)コンクリートを打設することの重要性を再認識してもらった。全 6 回の表層目視評価で回を重ねるごとにコンクリートの仕上がり



沖縄総合事務局職員・琉球大学教授等による臨場目視評価

が向上しており、PDCA サイクルがうまく回って結果が好転した。この取り組みを技術の水平展開を担うため、若手技術者へ「美しいコンクリートを打設するための技術指導」また、社会資本整備の品質確保に努めてまいります。

『玉城 隼人』

会員



## 手軽に施工可能な段差修正材 スマートパッチ

会員の皆様こんにちは。皆さんはマンホール廻りや側溝際等にできたちょっとした段差の修繕に悩んだことはないですか? 10 mm以下の段差を修正しようとした場合、アスファルトモルタルを使用しても施工が難しいし、セメントモルタルを使用するとクラックが入り割れて飛散してしまう・・・。

そういう時に便利な弊社の商品『スマートパッチ』を紹介させていただきます。粉体と樹脂を袋の中で混合し、手でもんだ材料を施工箇所にコテで広げるだけで施工がしやすく、アスファルト・コンクリートを問わず既設の舗装とも付着性が良いため車両の通行に十分に耐えることが出来ます。また、1 セット 4.8 kg (2 ㍀) と少量であるため材料の無駄がなく経済性にも優れており、従来の樹脂系補修材に比べて不快な臭いが少なくなっています。

外気温 20℃での可使用時間は 10～15 分程度で、約 1 時間で硬化し交通開放が出来ます。店舗出入口やジョイント部の段差修正等の修繕に使用してみてはいかがでしょうか。

## 前田道路 株式会社 沖縄営業所長 山本 英嗣

### スマートパッチ



MAEDA ROAD

## 活動報告・トピックス



## ①コンプライアンスに関する講習会

(一社)日本道路建設業協会沖縄支部は平成 30 年 1 月 31 日(水)、浦添市産業振興センター「結の街」において、「コンプライアンスに関する講習会」を開催しました。当日は会員の経営幹部を含む 29 社 49 名が参加し熱心に聴講しました。

この講習会は、東日本大震災に係る復旧工事に関して独占禁止法に違反する事案が生じたことから独占禁止法等関連法令の遵守の必要性を再認識するとともに、外部講師による講習会の実施によりコンプライアンスの更なる徹底を図ることを目的に平成 28 年度より行っているものです。

講習会の開会に先立ち沖縄支部与那嶺支部長が「道建協沖縄支部は、道路建設業の社会における信頼確保や業界の健全な発展に資するため企業倫理の確立や法令遵守の徹底について、全力で取り組んできたところである。本年も沖縄労働局の理解と協力により講習会を実施することができたことに感謝を申し上げますとともに本講習会をコンプライアンス順守の更なる徹底・強化に役立てていく」と挨拶された。



開会挨拶! 与那嶺支部長

続いて、沖縄労働局労働基準部監督課の佐和田正二課長が「労働時間の適正把握」と題して講演し、始めに、昨年 6 月に「過労死等防止対策推進法」が成立され長時間労働対策は喫、緊の課題であるとし、また、平成 29 年 1 月 20 日、労働時間の適正な把握のための新たなガイドライン「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定されたとの説明がなされた。



講演を行う佐和田課長

次に、ガイドラインの主なポイントとして、ガイドラインの「適用範囲: 対象事業場、対象労働者」「労働時間の考え方: 労働時間とは」「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として、①始業・終業時刻の確認・記録②確認及び記録の原則的な方法③自己申告制の場合の措置④賃金台帳の適正な調製」等について解説がなされ、



## 今月の予定

- ①平成 29 年度発電機贈呈式 道の駅「ぎのざ」  
3 月 2 日(金)14:00 ~
- ②第 4 回企画・広報委員会 支部会議室  
3 月 6 日(火)11:00 ~
- ③第 4 回安全委員会 支部会議室  
3 月 9 日(金)11:00 ~
- ④第 139 回道路美化・清掃活動  
3 月 20 日(火)10:00 ~ 後半グループ

最後に「罰則付き時間外労働の上限規制」「労災」に関する情報提供があり、今年度の講習会は有意義のうちに閉会となりました。



今後の取組に役立てようと熱心に聴講する参加者



## ②第138回 道路美化・清掃活動 今年最初のボランティア

第 138 回道路美化活動を、2 月 23 日(金)に 16 社 20 名の参加で実施しました。1 月の活動が、雨天中止のため、今年初めての清掃活動となりました。巨人軍のキャンプがあり観光客も多いせいか、周辺はいつもより植栽の手入れ等がなされきれいでしたが、それでも人目につかないところにはゴミがあり無事回収できました。

